



三重労働局発表

平成25年3月14日(木)

担
当

三重労働局職業安定部需給調整事業室

室長 和田 理

需給調整指導官 加藤 正人

電話 (059) 226-2165

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令
及び労働者派遣事業改善命令について

三重労働局(局長:藤井 礼一)は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という)及び職業安定法に違反した、労働者派遣事業を営む下記の派遣元事業主2社に対して、本日、労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

1. 労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令に係る被処分
一般派遣元事業主

名 称	株式会社フリーダム
代表者の職氏名	代表取締役 山口 典子
所 在 地	三重県津市一身田上津部田1565-6
許可に関する事項	許可番号 般24-300155 許可年月日 平成19年3月1日
処分の内容等	別紙1のとおり

2. 労働者派遣事業改善命令に係る被処分特定派遣元事業主

名 称	株式会社フルバック
代表者の職氏名	代表取締役 藤牧 正浩
所 在 地	三重県四日市市鵜の森2-10-2三幸ビル3F
届出に関する事項	届出受理番号 特24-300431 届出受理年月日 平成19年4月2日
処分の内容等	別紙2のとおり

株式会社フリーダムに対する処分の内容等

1 処分理由

株式会社フリーダムは、派遣元事業主であるにもかかわらず、平成21年6月1日から平成24年5月31日までの間、株式会社エスワイシステム及びA社に対して「出向」と称し

- (1) 労働者派遣法第26条第1項
- (2) 同法第32条
- (3) 同法第34条第1項
- (4) 同法第35条第1項
- (5) 同法第37条第1項

に違反して、派遣労働者延べ4,719人日（実数15名）にわたる労働者派遣事業を行ったこと。

また、当該派遣労働者に関して、株式会社フリーダムは、株式会社エスワイシステムが職業安定法第44条に違反して供給先8社におけるシステム開発等業務へ従事させている労働者供給事業及びA社が職業安定法第44条に違反して供給先1社におけるシステム開発等業務へ従事させている労働者供給事業を行っていることを知りながら、株式会社エスワイシステム及びA社に対し労働者派遣事業を行い、もって当該株式会社エスワイシステム及びA社が行う職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を助長したこと。

2 処分内容

- (1) 労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令

株式会社フリーダムに対し、平成25年3月15日から平成25年3月28日の間、労働者派遣事業の停止を命ずる。

- (2) 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

- ①その名称の如何を問わず以下に掲げるものに該当するもののうち、平成24年6月1日から平成25年3月14日までの間に実施されたもの及び平成25年3月14日において契約締結済み等により今後実施されることになっているものの全てを対象として、これらが労働者派遣法又は職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

ア 同社が、役務を提供する労働者派遣、受託する請負、労働者を

送り出す出向等

イ 同社が、役務の提供を受ける労働者派遣、発注する請負、労働者を受け入れる出向等

なお、総点検に当たっては、特に労働者派遣法第26条第1項、同法第32条、同法第34条第1項、同法第35条第1項、同法第37条第1項、職業安定法第44条に係る事項について重点的に点検すること。

②処分理由となった労働者派遣法、職業安定法違反について、その発生経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止の措置を講ずること。

③労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

株式会社フルバックに対する処分の内容等

1 処分理由

株式会社フルバックは、派遣元事業主であるにもかかわらず、平成21年6月1日から平成24年5月31日までの間、株式会社エスワイシステム及びA社に対して「出向」と称し

- (1) 労働者派遣法第26条第1項
- (2) 同法第32条
- (3) 同法第34条第1項
- (4) 同法第35条第1項
- (5) 同法第37条第1項

に違反して、派遣労働者延べ1,730人日（実数3名）にわたる労働者派遣事業を行ったこと。

また、当該派遣労働者に関して、株式会社フルバックは、株式会社エスワイシステムが職業安定法第44条に違反して供給先3社におけるシステム開発等業務へ従事させている労働者供給事業及びA社が職業安定法第44条に違反して供給先1社におけるシステム開発等業務へ従事させている労働者供給事業を行っていることを知りながら、株式会社エスワイシステム及びA社に対し労働者派遣事業を行い、もって当該株式会社エスワイシステム及びA社が行う職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を助長したこと。

2 処分内容

- (1) 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

①その名称の如何を問わず以下に掲げるものに該当するもののうち、平成24年6月1日から平成25年3月14日までの間に実施されたもの及び平成25年3月14日において契約締結済み等により今後実施されることになっているものの全てを対象として、これらが労働者派遣法又は職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

ア 同社が、役務を提供する労働者派遣、受託する請負、労働者を送り出す出向等

イ 同社が、役務の提供を受ける労働者派遣、発注する請負、労働者を受け入れる出向等

なお、総点検に当たっては、特に労働者派遣法第26条第1項、

同法第32条、同法第34条第1項、同法第35条第1項、同法第37条第1項、職業安定法第44条に係る事項について重点的に点検すること。

②処分理由となった労働者派遣法、職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止の措置を講ずること。

③労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

参 考 1

(用語の解説)

労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働者に従事させることを業として行うことをいう。

労働者供給事業

労働者供給事業とは、労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣法に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

参 考 2

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
(抄)

(許可の取消し等)

第14条

2 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第2号又は第3号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(契約の内容等)

第26条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当(労働基準法第26条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。)等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

(派遣労働者であることの明示等)

第32条 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨(紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れようとする場合にあっては、その旨を含む。)を明示しなければならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する労働者であって、派遣労働者として雇い入れた労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨(新たに紹介予定派遣の対象としようとする場合にあっては、その旨を含む。)を明示し、その同意を得なければならない。

(就業条件等の明示)

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 当該労働者派遣をしようとする旨
- 二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であって当該派遣労働者に係るもの
- 三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあっては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(派遣先への通知)

第35条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

- 一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
- 二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めないで雇用する労働者であるか否かの別
- 三 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第39条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第18条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第9条第1項の規定による被保険者となったことの確認の有無に関する事項であって厚生労働省令で定めるもの
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

(派遣元管理台帳)

第37条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣先の氏名又は名称
- 二 事業所の所在地その他派遣就業の場所
- 三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 四 始業及び終業の時刻
- 五 従事する業務の種類
- 六 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 七 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 八 その他厚生労働省令で定める事項

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずるこ

とができる。

(権限の委任)

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○職業安定法（抄）

(労働者供給事業の禁止)

第44条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

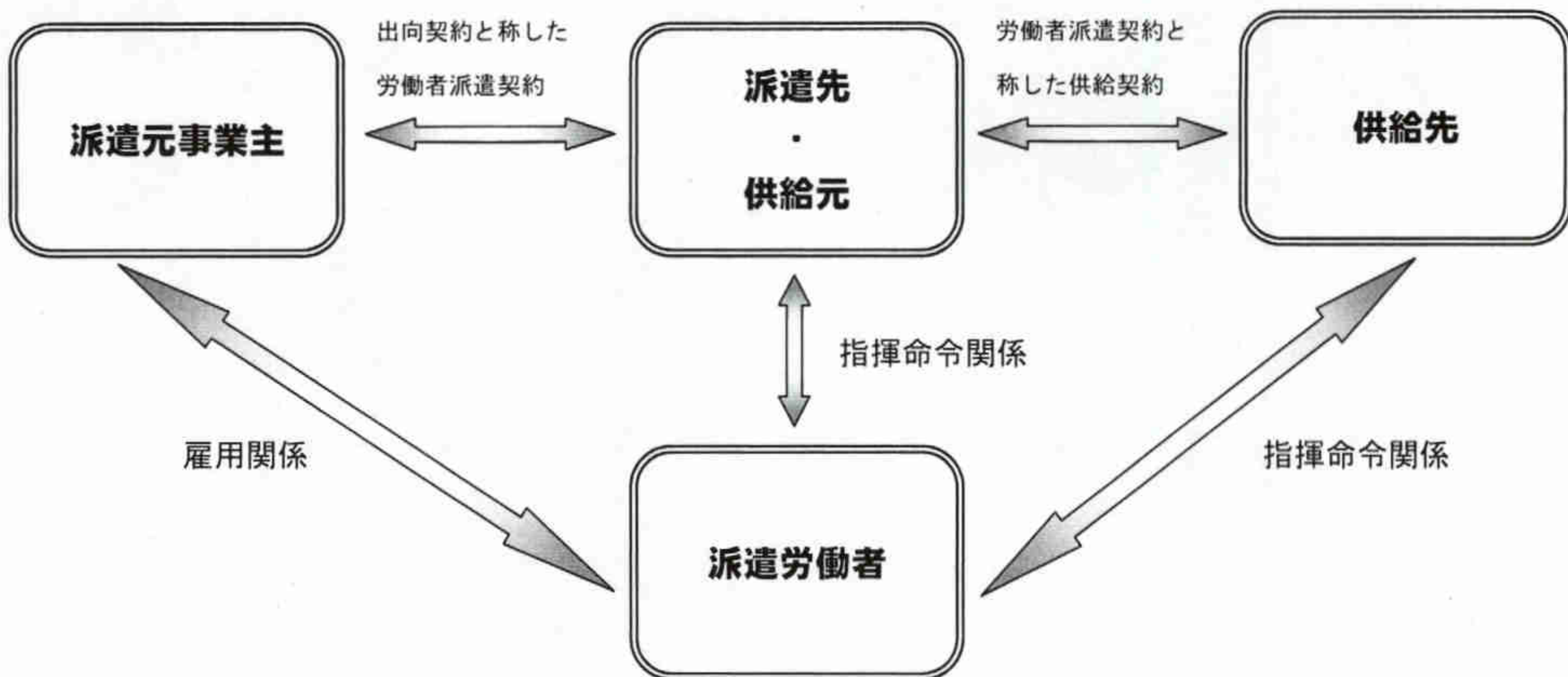
労働者派遣事業に係る行政処分の概要（３・１４）

※「不適正な出向による二重派遣事案の概要図」参照

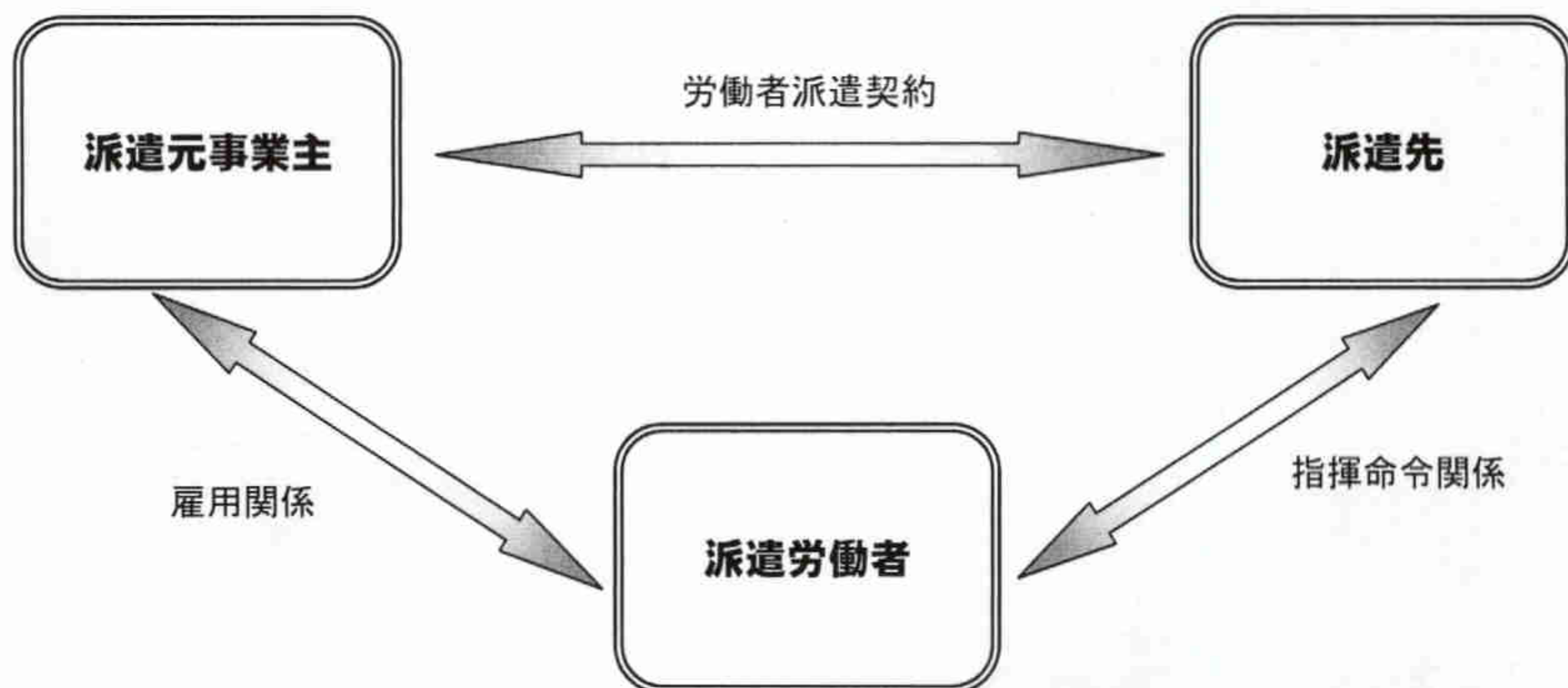
二重派遣を行った事業所へ労働者派遣を行った派遣元事業所（システム開発等の業務）に対する処分

- ① 二重派遣を行った(株)エスワイシステム外１事業所（愛知局管内）に労働者派遣を行った(株)フリーダムに対して、労働者派遣法に基づき２週間の労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令を行った。
また、(株)フルバックに対しては、違反の規模等を勘案し、労働者派遣事業改善命令を行った。
- ② 派遣元事業所２事業所が行っていた「出向」には、労働者を離職させないための関係会社における雇用機会の確保、経営指導、技術指導の実施、職業能力開発の一環、グループ企業内の人事交流等の目的はなく、単に労働者の送り出しをし、労働者の賃金等の実費相当額を超える経費を派遣先事業所より受け、金銭的な利益を得ており、「業」として行われていることから、適正な出向とは認められない。
また、派遣先事業所において該当労働者と雇用関係が認められないことから、実態は労働者派遣事業であると認定した。
- ③ さらに、(株)エスワイシステム外１事業所が労働者供給事業を行っていたことを知っていたにもかかわらず、出向と称した労働者派遣事業を行い、労働者供給事業を助長したこと。
さらに、労働者を派遣した際の①派遣契約の不備、②派遣労働者であることの明示違反、③就業条件の明示違反、④派遣先への未通知、⑤派遣元管理台帳の未作成などの労働者派遣法違反も処分理由とした。

●二重派遣とは

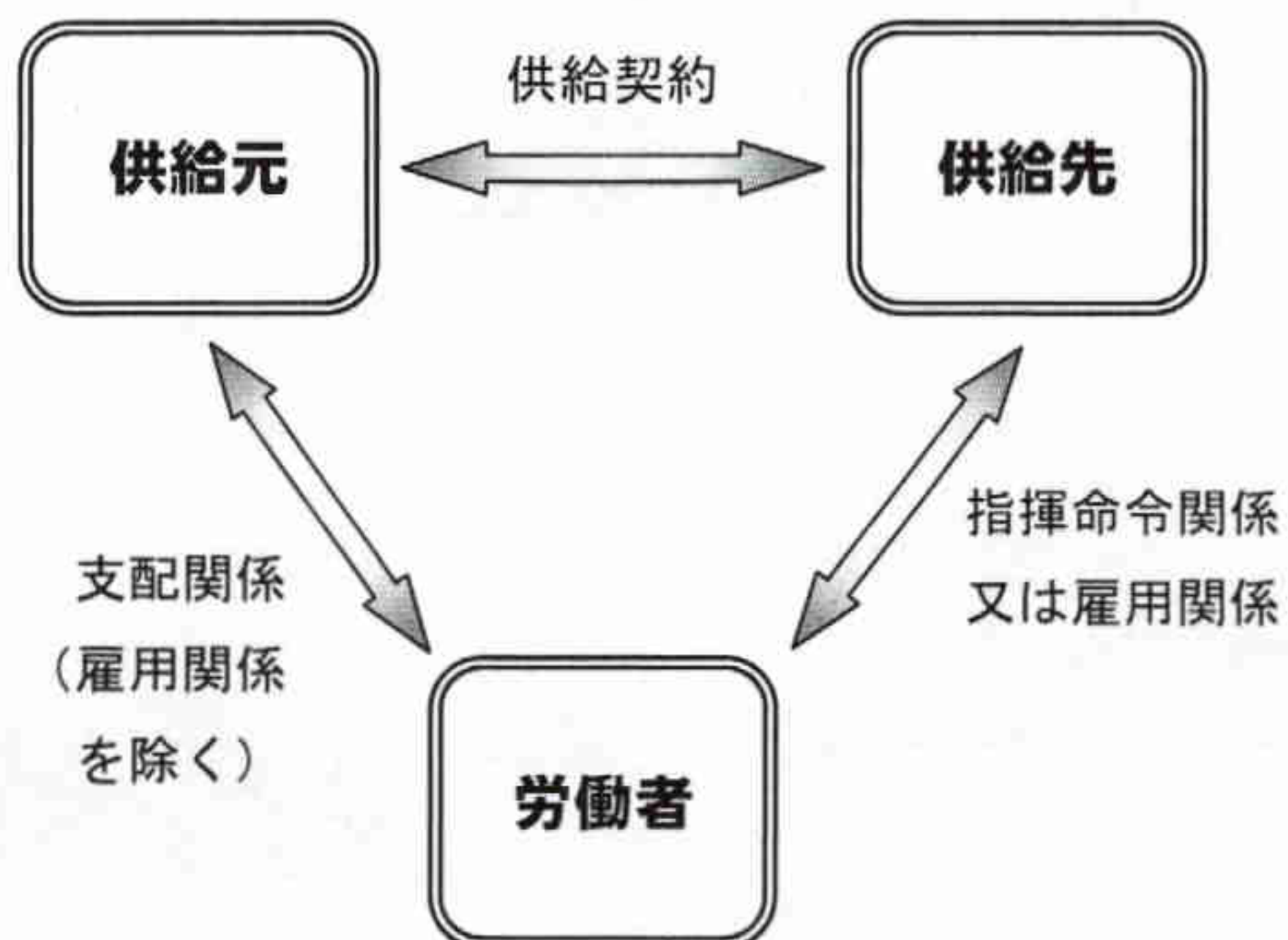


●労働者派遣事業とは

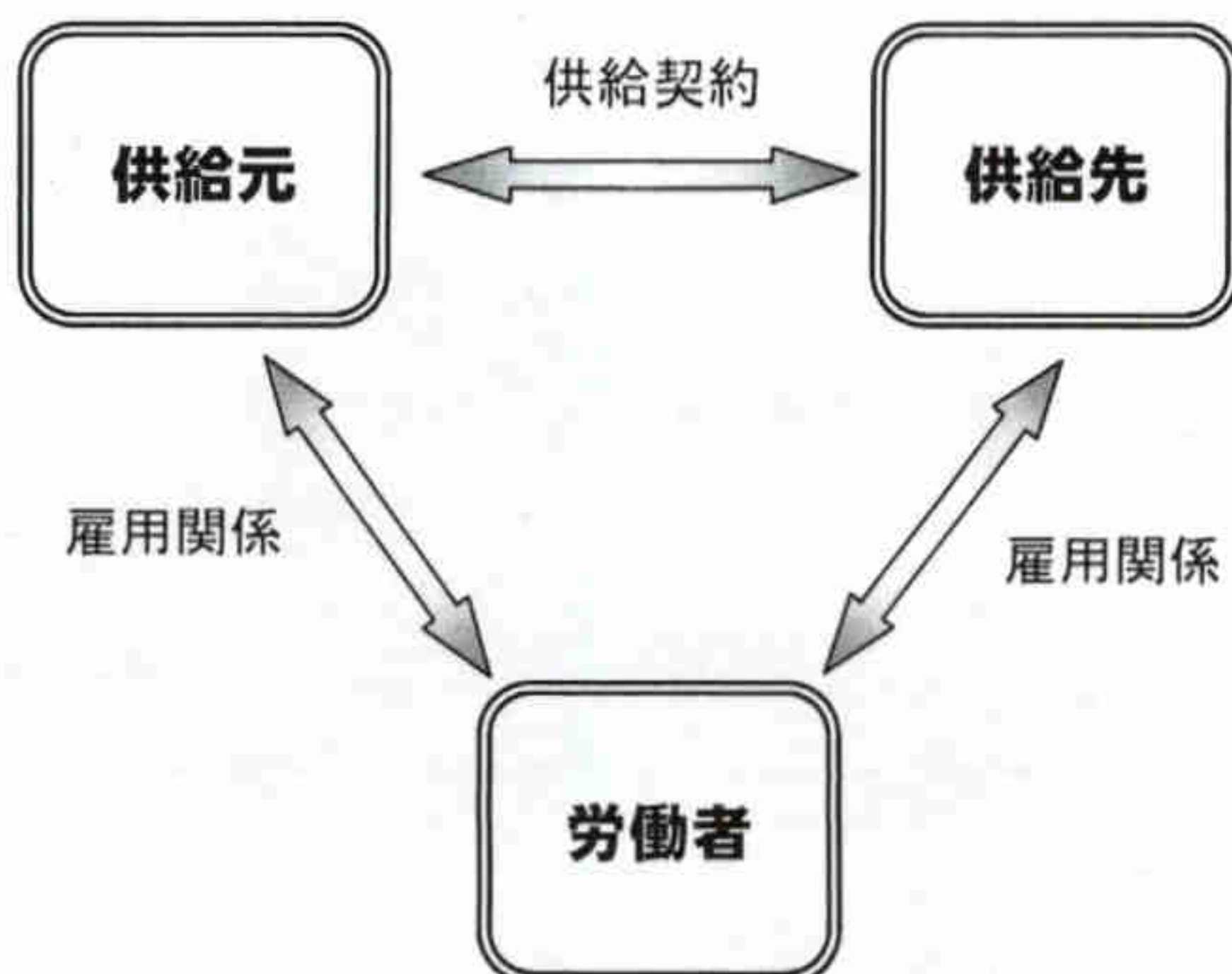


●労働者供給事業とは

①



②



不適正な出向による二重派遣事業の概要図

三重労働局職業安定部需給調整事業室

【派遣元】

【派遣先】【供給元】

【供給先】

